

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年 2月 7日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

玉造病院 院長 池田 登

1. 競争に付する事項

(1) 調達件名

S P D 管理外診療材料購入

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び対象材料一覧による

(3) 履行期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院

(5) 入札方法

① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとすること。

② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

(2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」で、「A」、「B」、「C」の等級に格付され、中国・四国地域の競争参加資格を有するものであること。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等について、競争に参加させないことがある。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

(5) 次の事項に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 当院又はその他の者との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ウ 第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者
- ④ 「破壊防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員
- ⑤ 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者。（別添2参照）

3. 契約条項を示す場所

〒699-0293

島根県松江市玉湯町湯町1-2

独立行政法人地域医療機能推進機構

玉造病院 経理課

電話 0852-62-1560

4. 競争入札執行の場所及び日時

(1) 仕様書交付、場所及び問い合わせ先

本公告の日から平成29年2月20日（月）17時00分まで、上記3の場所にて交付する。

(2) 資格審査申請書の提出期限

平成29年2月21日（火）17時00分

(3) 入札開札日時及び場所

平成29年3月2日（木）11時30分 1階会議室

5. その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行う事ができる。

(7) 詳細は入札説明書による。